

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇規則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則
- ◇告示 家畜商講習会の開催
- 土地改良区の役員の住所の変更
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可(二件)
- 道路の区域の変更
- 公有水面の埋立ての免許
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◇内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止
- ◇公告 危険物取扱者試験の実施

規則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十七号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号を次のように改める。

九 漁業離職者に係る職業転換給付金の臨時特例に関する省令(昭和五十一年労働省令第二十七号)第五条第一項(同省令第十三条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する者

第三条第一項第九号の次に次の一号を加える。

十 造船業離職者に係る職業転換給付金の臨時特例に関する省令(昭和五十二年労働省令第二十二号)第三条第一項に規定する者

第九条第一項中「第二号から第五号までに掲げる給付」の下に「(雇対策法施行規則第二条第二項、第三項又は第四項の規定に該当する者以外の者)にあつては、第一号に掲げる給付を含む。」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第八百十八号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十二年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開催の日時

昭和五十二年十一月十七日及び十八日 八時三十分から十七時まで

二 開催の場所

倉吉市巖城 中部総合事務所 第七会議室

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講申込方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習会受講手数料として、五百円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真（出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの）をはり付け、昭和五十二年十一月一日までに、所轄地方農林振興局長を経由して知事に提出すること。

家畜商講習会受講申込書

収入証紙
はり付け欄

写真
はり付け欄

鳥取県知事 殿

家畜商法第8条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

住 所

郵便番号 □□□-□□

氏 名



鳥取県告示第八百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員（住所）に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

湖東大浜土地改良区

理事	景井 萬藏
変更前	鳥取市湖山町五七二番地
変更後	鳥取市湖山町南一丁目二七番地

鳥取県告示第八百二十号

昭和五十二年七月二十八日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(余戸地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十一号

赤碓町から申請のあつた町営土地改良(熊田地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十三号

河原町から申請のあつた町営土地改良(下佐貫第二地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年十月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十二年十月十八日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十二年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	彦名境 港 線	境港市小篠津町字下麦垣三〇四 二番七地先から同町字棧四二五 五番地先まで	変更前 七・六 七・八	変更後 一〇・二 二二・四	一八二・〇 一八二・〇

鳥取県告示第八百二十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十二年十月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十二年十月十一日

二 免許を受けた者の名称及び代表者の氏名並びに住所

赤碕港港湾管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤碕町大字赤碕字松ヶ谷六一番一地先

(二) 区域

次の①の地点と②の地点及び①の地点と④の地点を直線で結んだ線並びに②、③、④の各地点を順次に結ぶ昭和五十一年秋分の満潮位(DLプラス四〇・四センチメートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに⑤の地点と⑦の地点を直線で結んだ線及び⑥、⑦の各地点を順次に結ぶ昭和五十一年秋分の満潮位(DLプラス四〇・四センチメートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 赤碕港西防波堤燈台(北緯三五度三〇分三二秒東経一三

三度三九分三九秒)から二二九度三〇分二六九・〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から一七〇度〇〇分四五・〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から三一三度三〇分二三・〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から三五〇度〇〇分二六・〇メートルの地点

⑤の地点 ①の地点から一四六度三〇分五三・五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から二二八度三〇分三七・五メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一三五度〇〇分八・〇メートルの地点

(三) 面積

四八三・八五平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東伯郡赤碕町大字赤碕字松ヶ谷六一番一及び同字六一番一地先公有

水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑦の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 赤碕港西防波堤燈台(北緯三五度三〇分三二秒東経一三三度三九分三九秒)から二三三度〇〇分二五五・〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から一六九度三〇分二二・〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から一四〇度〇〇分四八・〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二二〇度三〇分一四・五メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二七一度〇〇分三三・〇メートルの地点

- の地点 ㊦の地点から三四九度〇〇分二・〇メートルの地点
- ①の地点 ②の地点から三一三度三〇分一八・〇メートルの地点
- ③の地点 ④の地点から三五一度〇〇分三七・〇メートルの地点

五 埋立地の用途
ふ頭用地

鳥取県告示第八百二十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十二年十月十八日 鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の米子信用金庫の項中

三柳支店	米子市西三柳
南支店	米子市道笑町四丁目

三柳支店	米子市西三柳
------	--------

を
に改める。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十二年十月十八日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

禁 止 する 区 域	禁 止 する 期 間
鳥取市叶における源大橋下流端から下流二千二百メートルまでの区域(源大橋上流端から下流千五百メートルまでの区域を除く。)	昭和五十二年十月二十一日から同年十一月十日まで

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和52年10月18日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類

- (1) 甲種危険物取扱者試験
- (2) 乙種危険物取扱者試験
- (3) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

- (1) 日時
 - 甲種危険物取扱者試験 昭和52年12月1日 午前10時から
 - 乙種危険物取扱者試験 昭和52年12月1日 午前10時から
 - 丙種危険物取扱者試験 昭和52年12月1日 午後1時から
- (2) 場所

鳥取市東町1丁目220

鳥取県庁

倉吉市蔵城279

鳥取県中部総合事務所

米子市権町1の160

鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町1丁目103の1 鳥取県西部広域行政管理組合消防本部

3 受験資格

- (1) 甲種危険物取扱者試験については、消防法第18条の3第4項の規定に該当する者
 - (2) 乙種危険物取扱者試験については、消防法第18条の3第5項の規定に該当する者
- 4 受験手続
- (1) 受験願書受付期間
 - 昭和52年10月25日から11月5日まで(郵送による場合は、11月5日までの消印のあるものは、有効とする。)
 - (2) 提出書類

ア 受験願書

- イ 甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真 1枚
 - 受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽かつ無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

エ 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第55条第5項又は第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては受験願書提出の際、同条第5項又は第6項に規定する免状の写しを添付するとともに、その免状を試験当日提示すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

- ア 甲種危険物取扱者試験 3,000円
- イ 乙種危険物取扱者試験 2,000円
- ウ 丙種危険物取扱者試験 1,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部消防防災課